

熊本市校区自治協議会に関する要綱

制定	平成16年	7月	1日	市民生活局長決裁
改正	平成22年	5月25日	地域づくり推進課長決裁	
	平成22年	10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成27年	3月31日	区政推進課長決裁	
	平成29年	1月31日	市民局長決裁	
	令和4年	3月18日	文化市民局長決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働による地域づくりと住民自治を推進するため、校区の地域団体等で構成され、団体相互の連携及び調整を図り、地域課題の解決や円滑な校区運営を目的とする校区自治協議会（以下「協議会」という。）の設立に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第2条 協議会の設立は、1小学校区に1団体の設立とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 複数の小学校区を区域として設立しようとする場合
- (2) 既に協議会が設立されている小学校区が他の小学校区に統合される場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が認める場合

(設立要件)

第3条 この要綱において、協議会とは、次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。

- (1) 当該小学校区内の町内自治会の8割以上が加入していること。
- (2) 以下に掲げる小学校区内の地域団体15団体のうち、現に組織されている団体の3分の2以上が加入していること。ただし、まちづくり委員会及び地域コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、これらが加入していること。
 - ア まちづくり委員会
 - イ 地域コミュニティセンター運営委員会
 - ウ 社会福祉協議会
 - エ 青少年健全育成協議会
 - オ 防犯協会
 - カ 民生児童委員協議会
 - キ 老人クラブ
 - ク 公民館
 - ケ 子ども会
 - コ PTA
 - サ 女性の会（地域婦人会）
 - シ 公園愛護会
 - ス 交通安全協会
 - セ 体育協会
 - ソ 消防団分団
- (3) 団体の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めていること。
- (4) 政治、宗教、営利を目的とした活動を行っていないこと。

(届出)

第4条 協議会を設立しようとする団体は、校区自治協議会設立届（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 校区自治協議会構成員名簿（様式第2号）
- (2) 校区自治協議会規約
- (3) 設立に関する議事録

(登録)

第5条 市長は、前条の届出が第3条の要件に適合すると認めるときは、当該団体を協議会として登録し、当該団体へ文書により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 協議会の代表者は、届出事項に変更があったときは、速やかに校区自治協議会登録変更届(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 協議会が第1条の設立目的に適合しなくなった場合は、速やかに校区自治協議会登録取消届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届け出があった場合のほか、協議会が第1条の設立目的及び第3条の要件に適合しないと認めるときは、登録を取り消すことができる。
- 3 前項の取消しは、当該協議会へ文書により通知するものとする。

(オンラインによる申請等の手続)

第8条 この要綱に関し協議会の代表者が行う次に掲げる手続は、オンライン(インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。)で行うことができることとする。

(1) 登録変更届

(2) その他本市が認める手続

- 2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする協議会の代表者は、電子申請システム(オンラインで届出に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。)において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、協議会の代表者の本人確認は、あらかじめ協議会の代表者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から平成18年3月31日までの間に限り、次に掲げる要件を備えた団体は、本要綱に基づく協議会として登録することができるものとする。
 - (1) 第3条第1号の規定にかかわらず、当該小学校区内の町内自治会の7割以上が加入していること。
 - (2) 第3条第2号の規定にかかわらず、小学校区内の地域団体15団体のうち、現に組織されている団体の2分の1以上が加入していること。ただし、まちづくり委員会、まちづくり研究会及びコミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、これらが加入していること。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

校区自治協議会設立届

年 月 日

熊本市長 (宛)

団 体 名 _____
 事務所の所在地 _____
 代表者氏名 _____ 印
 電 話 _____

下記のとおり、 年 月 日付けで校区自治協議会を設立したので、熊本市校区自治協議会に関する要綱第4条の規定により、関係書類を添えて届けます。

構 成 団 体	町内自治会	加入自治会数（ ）団体、	校区の自治会数（ ）団体
	まちづくり委員会	加入 ・ 未組織	
	地域コミュニティセンター運営委員会	加入 ・ 未組織	
	社会福祉協議会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	青少年健全育成協議会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	防犯協会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	民生委員児童委員協議会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	老人クラブ	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	公民館	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	子ども会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	P T A	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	女性の会（地域婦人会）	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	公園愛護会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	交通安全協会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	体育協会	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	消防団分団	加入 ・ 未加入 ・ 未組織	
	構 成 の 団 体 の		

校区自治協議会登録変更届

年 月 日

熊本市長 (宛)

団 体 名 _____

事務所の所在地 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 _____

下記のとおり、校区自治協議会の登録に係る事項について変更がありましたので、熊本市校区自治協議会に関する要綱第6条の規定により届けます。

変 更 事 項	変 更 内 容	
	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地		
代 表 者		
規 約		
そ の 他 ()		
構 成 団 体	加 入	(加入団体名)
	脱 退	(脱退団体名)
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考 規約に変更がある場合は、規約を添付してください。

様式第4号 (第7条関係)

校区自治協議会登録取消届

年 月 日

熊本市長 (宛)

団 体 名 _____

事務所の所在地 _____

代表者氏名 _____ 印

電 話 _____

下記のとおり、校区自治協議会の登録を取り消したいので、熊本市校区自治協議会に関する要綱第7条第1項の規定により届けます。

登録取消年月日	年 月 日
登録取消理由	